

社会福祉法人別海町社会福祉協議会
役員報酬規程

平成 16 年 3 月 24 日決定

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人別海町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 25 条の規定に基づき、役員報酬の支給に関し必要な事項を定める。

(報酬額等)

第 2 条 本会の会長に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、本会法人の業務の処理、又は会議を主宰するため勤務（本会の業務遂行のため会議等に出席し、又は公共団体等の要請により本会の代表として各種会合、行事、式典に出席するため旅行した場合を含む。）した場合に支給する。
- 3 前項の規定により支給する報酬の額は日額とし 1 日につき 7,800 円とする。

(報酬額等)

第 2 条の 2 本会の常務理事に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、会長、副会長を補佐し、会長の命を受け本会の業務を遂行した場合に支給する。
- 3 前項の規定により支給する報酬の額は日額とし 1 日につき 6,900 円とする。ただし、事務局長が兼務する場合は、別途支給しない。

(報酬の支給期日)

第 3 条 前条の規定により支給する報酬は、職務従事後支給する。

(代理出席役員に対する報酬)

第 4 条 前条の規定は、本会会長の代理として業務に従事した役員であって、会長が認めた場合に限り、この規程を準用し報酬を支給することができる。

- 2 前条の規定により支給する報酬は、第 2 条 3 項の規程にかかわらず 1 日につき 6,900 円とする。

附 則（平成 16 年 3 月 24 日決定）

- 1 この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人別海町社会福祉協議会会長等報酬規程（平成 9 年 3 月 25 日決定）は廃止する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日決定）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日決定）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。